

プライバシーが尊重される国は大麻に寛容か *

1250470 高橋珠央

指導教員 林良平

研究背景

プライバシーを 新村 (2018) は「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由 (p.2588)」と定義している。そして、大麻に寛容な国を、大麻の使用や所持が法律的・社会的に許容されている国と定義する。本研究の仮説である「プライバシーが尊重される国は大麻に寛容である」というのは、国民がお互いの私生活の範囲内の自由を尊重し、大麻の個人的使用に関して許し受け入れる状態を指す。オープンデータを用いた分析を通じてこの問いを検証する。

研究目的

本研究の目的は、国民のプライバシー意識が大麻規制レベルに与える影響を統計分析によって明らかにすることである。

研究方法

54 カ国の大麻規制レベルを 4 段階に分類した大麻規制レベルを目的変数とする。プライバシー意識に関する質問項目を社会的信頼、政府への信頼、個人の自由とセキュリティの 3 つの観点から設定し、数値化した説明変数とする。回帰分析を実施した。なお、ステップワイズ法と VIF を用いて多重共線性を考慮した分析法を用いた。

分析結果

国民の議会に対する信頼が低いと大麻全般の規制を強化する傾向があり、国民の大学に対する信頼が低い緩和する傾向にある。また、国民が人権を尊重されると思う程度が低いと、大麻全般の規制を厳格化する傾向があることが確認された。特定の説明変数が大麻規制のレベルに影響することが示された。

結論

プライバシー意識の特定の質問項目が大麻規制レベルに相関することを明らかにした。本研究の意義は、プライバシー意識という切り口から法による大麻規制レベルを分析する点にある。また、個人の自由をどこまで尊重するか、あるいは社会全体の秩序とのバランスをどのように取るべきかという課題の一助になることを期待している。

* 指導教員の林良平講師には、心より感謝申し上げます。